

# 蕪崎市特定事業主行動計画の策定（改訂）について

## 1. 特定事業主行動計画の位置づけ

急速な少子化の進行等に伴い、次代の社会を担う子どもたちが健やかに生まれ、育成される環境の整備が喫緊の課題となっていることを踏まえ、国、地方公共団体、事業主が一体となり、それぞれの立場で子育てと仕事の両立に向けた取組等を実施していくことを目的として平成 15 年 7 月に成立した次世代育成支援対策推進法（平成 26 年度まで 10 年の時限立法）が平成 17 年 4 月に施行されました。

これにより、一定規模以上の事業主にとっては一般事業主行動計画を、国及び地方公共団体の機関等においては、特定事業主行動計画の策定が義務付けられました。

この後、次世代育成支援対策推進法が一部改正され、有効期限が平成 36（令和 6）年度まで 10 年延長されました。

## 2. これまでの策定状況

本市においてもこれを受け、平成 17 年度に、特定事業主行動計画（第 1 期）（平成 17 年度～平成 21 年度：5 年間）、行動計画（第 2 期）（平成 22 年度～平成 26 年度：5 年間）、行動計画（第 3 期）（平成 27 年度～平成 31 年度：5 年間）を策定し、職員が仕事と家庭生活を両立できるような職場環境の整備等に取り組んできました。

また、平成 27 年度には、女性活躍推進法が制定され、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図るといった観点から、この法に基づく特定事業主行動計画の策定も義務づけられ、本市において、平成 28 年 4 月に策定しました。

このことから、「次世代育成」と「女性活躍推進」の 2 つの特定事業主行動計画が存在し、目的の違いはあるものの、同じ事業主が定める行動計画として、共通する部分においては整合を図る項目も存在しています。

女性活躍推進計画も、令和 2 年度に期限満了となることから、両計画を統一し、令和 3 年度を初年度とする一体化した新たな特定事業主行動計画の策定を目指すため、昨年度、次世代育成計画（第 3 期）の期間を 1 年間延長しました。



## 3. 見直しの基本方針

「次世代育成」と「女性活躍推進」の 2 つの特定事業主行動計画を一体化させるとともに、目まぐるしく変化する経済環境などによる市民ニーズの増大、業務の複雑・高度化や新たに働き方改革（5Sや労務改善）の推進といった視点を取り入れ、見直しにあたり実施した職員アンケートの結果などを反映させ、実態に即した新たな特定事業主行動計画を策定することといたしました。

#### 4. 現計画からの主な変更点

##### ◇ 策定にあたっての基本的な視点

- ・ 現行の「次世代育成」と「女性活躍推進」の2つの特定事業主行動計画を一体化
- ・ 「働き方改革（5Sや労務改善等）の推進といった視点」の追加

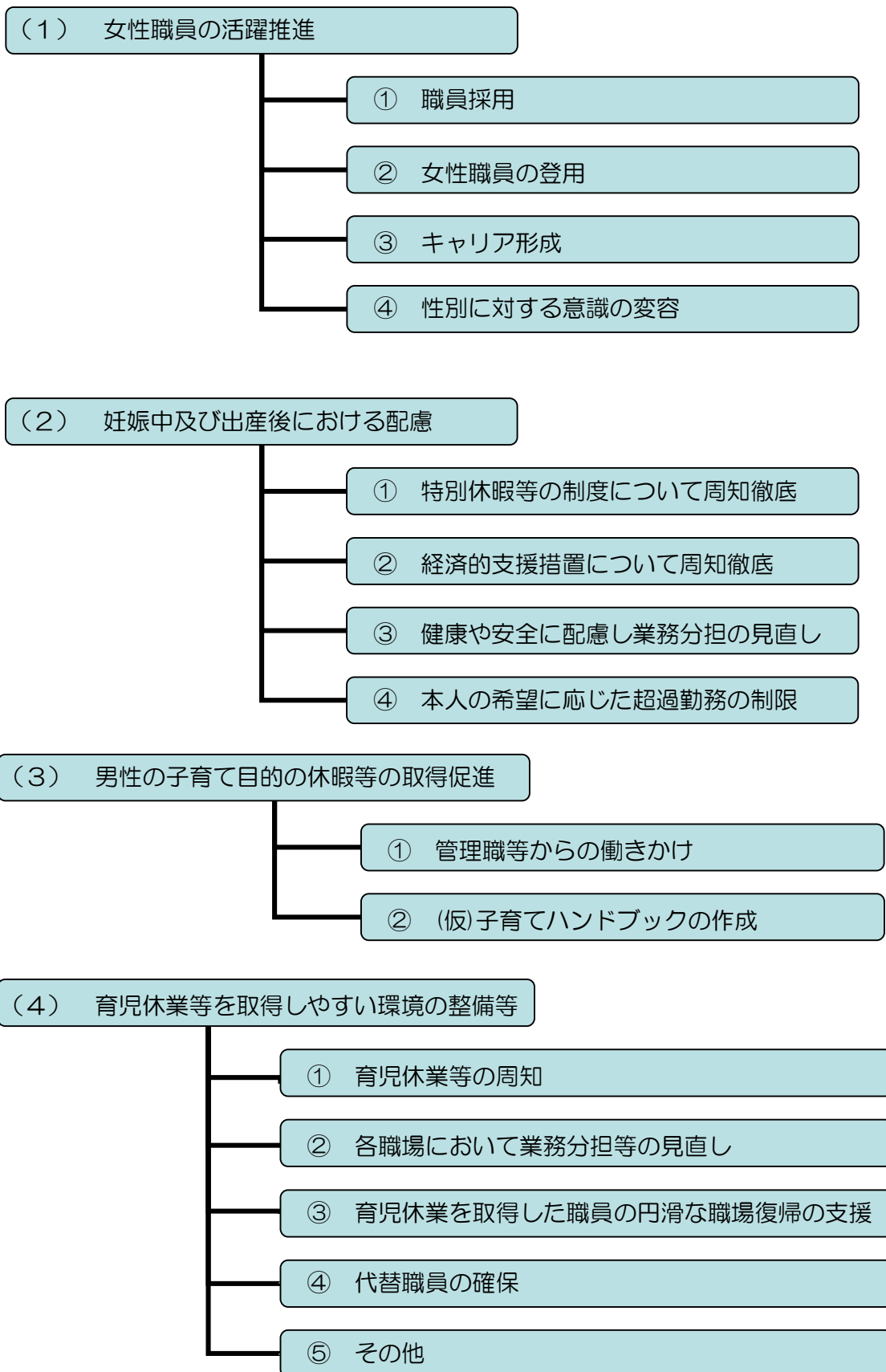
##### ◇ 策定期間・実施に係る手続き関係

- ・ 令和3年4月1日～令和7年3月31日（4年間）
  - ※ 次世代育成支援対策推進法の期限と同様
- ・ 本計画に基づく実施状況（前年度の取り組み状況、目標に対する実績等）について、「法律や指針の改正等があった場合等、計画期間内であっても必要に応じた見直し等を行っていく」旨の追加

##### ◇ 具体的な取り組み関係

- ・ 「育児休業中の職員に対し円滑な復帰を支援するため、必要に応じ訓練や研修を行う」旨の追加
- ・ 男性の子育て関係休暇の利用促進に向け、「管理職等から働きかけ」の促進と「制度の理解の促進と周知徹底を図るため、（仮称）子育てハンドブック等を作成する」旨の追加
- ・ 本庁舎については、「火・木曜日の一斉定時退庁日」から「原則、毎日19時に執務室を消灯する」ことに改正
- ・ 業務の簡素合理化のため、「ICTやRPAなどの活用」、「事務書類の押印廃止やペーパーレス化の促進、決裁の電子化を検討する」旨の追加
- ・ 会議や打合せについては、「その開催そのものの必要性や極力最小限の回数の開催となるよう見直しを行うとともに、開催に当たってはオンラインや電子メールを活用する」旨の追加
- ・ 超勤縮減のため「原則、超過勤務時間に上限を設ける」旨と「各職場の超過勤務の状況について、毎月、職員インフォメーションで周知徹底を行う」旨の追加
- ・ 超過勤務の多い職員に対する健康診断結果の事後指導に加え、「一定以上超過勤務があった職員への医師による面接指導の実施」や「毎年、全国労働衛生週間（10月）に併せて職員へ「ストレスチェック」を実施する」旨の追加
- ・ 管理職及び各担当リーダー等は、部下の年次有給休暇の把握と計画的な取得指導に加え、「自らも率先して取得する」旨の追加
- ・ 「仕事の5S」の推進する旨の追加
- ・ 「在宅勤務（テレワーク等）」における柔軟な働き方の導入について模索する旨の追加
- ・ 「仕事と治療の両立支援」の観点から不妊治療を受ける職員がその時間を確保できるようにするため、新たな休暇制度の創設等の追加

▼ 具体的な取組み（案）



(5) 超過勤務の縮減

① 子供のいる職員の深夜勤務及び超過勤務の制限

② 一斉定時退庁日等の実施

③ 事務の簡素合理化の推進

④ 超過勤務の縮減のための意識啓発等

(6) 休暇の取得の促進

① 年次休暇の取得の促進

② 連続休暇等の取得の促進

(7) 働き方改革その他の次世代育成支援の推進

① 仕事と生活の調和（ワークライフバランス）の推進

② 仕事の5S普及促進

③ 柔軟な勤務形態（労務管理）

④ 子育てバリアフリー

⑤ 子供・子育てに関する地域貢献活動

⑥ 学習機会の提供等による家庭の教育力の向上

⑦ 仕事と治療の両立支援